

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から43年9月まで

父は、国民年金の制度ができた当初から加入して、国民年金保険料を納付していたと思うが、同時に日雇労働のような勤務もしていたので正確なことは分からない。国民年金保険料の徴収は自治会が輪番制で行っていた。父も徴収をしていたことがある。そのような環境であるので、申立期間当ても納付していたと思うが、父が死亡した際に資料等は処分したと思われ、今となっては確認するすべもない。調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から加入しており、60歳到達の前月までの国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間となっているが、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの期間については、A町の国民年金被保険者台帳に「納付済」と記載されていることが確認でき、申立人の年金記録の管理に不備があったことがうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和42年11月から43年3月までの期間については、申立人に係る国民年金被保険者台帳に記載されている「納付済」の記載が抹消されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から同年9月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 976

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和23年9月1日、資格喪失日は25年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月1日から25年4月1日まで

私は、昭和20年後半からA社に勤務したが、申立期間の年金記録が無い。同僚が年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、同社における記録が認められた。

私が年金事務所に申し立てたところ、昭和25年4月1日から27年1月30日まではA社B工場における年金記録が認められたが、その前の期間は記録が確認できないとのことであった。

私は、申立てを認められた同僚と同じ時期に勤務していたと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妹が保存する同僚との集合写真及びその写真に写っている同僚の証言から、申立人は、昭和25年4月1日以前からA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和22年11月1日であり、同日に被保険者資格を取得した6人の記載があるのみで、その後の資格取得及び喪失並びに標準報酬月額の改定の記録が記載されていない。

さらに、オンライン記録において、上記6人の被保険者のうち、A社に係る資格喪失日が確認できる2人については、当該資格喪失日に係る記録に対応する健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保存されていない上、ほかの同僚は、「A社では、臨時職員及びアルバイトはおらず、全て正社員であった。適用事

業所となった後にも少なくとも 11 人以上の入退社があった。」として、これらの者の具体的な名前を挙げているが、同社におけるこれらの者に対する国（厚生労働省）の記録が無い。

このことについて、A社を所管する日本年金機構C事務センターは、「A社に関して、新規適用当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿しか残されていない理由は不明。」と回答している。

これらのことから、申立内容及び上記同僚の陳述内容は具体性があり信^{びょう}憑性が高い一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は書換え前のもので、書換え後のものが消失していると考えるのが相当であり、社会保険事務所（当時）の記録管理に不備があったと認められる。

加えて、申立人が、昭和 25 年 4 月 1 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した際の厚生年金保険被保険者台帳に記載されている厚生年金保険手帳記号番号について、同手帳記号番号払出簿を確認したところ、申立人の同手帳記号番号に対応する氏名欄は空白で、払出日も記載されていないが、申立人の同手帳記号番号の前後 11 人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、23 年 9 月 1 日であることが確認できる。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 7 月 1 日から 23 年 8 月 31 日までの期間については、A社の役員とは連絡が付かず、また、元同僚の証言及び記録からは、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言や周辺事情は得られない。

これらを総合的に判断すると、A社は、申立人が昭和 23 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、25 年 4 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正する必要がある。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月24日は15万円、17年8月5日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、申立期間②及び③に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでない認められる。

申立人の申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とはならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間④、⑤、⑥及び⑦に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年5月23日から同年9月1日まで
② 平成16年12月24日
③ 平成17年8月5日
④ 平成18年7月25日
⑤ 平成18年12月25日
⑥ 平成19年7月25日

⑦ 平成 19 年 12 月 25 日

申立期間①の標準報酬月額が 13 万 4,000 円と記録されているが、給与明細書を見ると、支給額は約 28 万円であり、保険料額は標準報酬月額 28 万円として算出した額が控除されている。また、平成 16 年から 19 年まで、年 2 回の賞与支給があり、厚生年金保険料が控除されているが、申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦については年金記録に反映されていない。給与明細書及び賞与明細書を提出するので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が提出した給与明細書から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が保存されていないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②及び③については、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、A 社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書の賞与額及び保険料控除額から、平成 16 年 12 月 24 日については 15 万円、17 年 8 月 5 日については 25 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無く不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が提出した賞与明細書から、申立人は、B 社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（25 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該

保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間④、⑤、⑥及び⑦の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 978

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録については、9万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 20 日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、標準賞与額の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは賞与支給明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成19年12月賞与に係る「支給控除一覧表」及び申立人が保管する賞与支給明細書により、申立人は、平成19年12月20日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る標準賞与額（10万円）より低い標準賞与額（9万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与支給明細書で確認できる保険料控除額から、9万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、オンライン記録において、申立期間に賞与

が支給されたA社の被保険者全員についての賞与記録が存在しないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成19年4月から同年8月までは32万円、同年9月から20年8月までは34万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の11万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について標準報酬月額22万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年4月1日から20年9月1日まで

申立期間の標準報酬月額について、オンライン記録では、11万8,000円となっているが、実際の給与月額と相違しており、給与月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初11万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年10月に、事業主の訂正届に基づき、19年4月から同年8月までは11万8,000円から32万円に、同年9月から20年8月までは11万8,000円から34万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額(32万円及び34万円)ではなく、当初記録されていた標準報酬月額(11万8,000円)となっている。

しかしながら、申立人が所持する給与支給明細書及びA社から提出された給与支給明細書から、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額のそれぞれに基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給与より低い報酬月額を届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から同年12月まで

日本年金機構から送付された「ねんきん特別便」を見ると、申立期間については未納と記録されているが、当該期間については、就職活動に忙しい私に代わって、母親が国民年金の加入手続を行い、地域の婦人会の役員に保険料を納付していたはずであるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号*は、申立人の前後に同手帳記号番号が払い出された被保険者の記録から、平成3年6月に払い出されたと推認できることから、申立人の同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、申立人の母親に聴取しても具体的には記憶しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

なお、申立人が所持する年金手帳を見ると、当初記載されていた国民年金手帳記号番号**が*に訂正されていることが確認できるが、このことについて、A市は、「申立人の妻が、平成7年12月に、夫婦の転居手続、及び妻の国民年金第3号被保険者への種別変更手続をされた際に、申立人に対して、新規に国民年金手帳記号番号**を払い出したが、後日、B町との記録照合により、申立人には既に、同手帳記号番号*が払い出されていたことが判明したので、B町において払い出された同手帳記号番号*への訂正、及び当市において新規に払い出した同手帳記号番号**の抹消手続をするよう申立人の妻に求めた。ま

た、当市において当初、申立人に払い出した相手帳記号番号**は、当市在住の別人に、8年1月5日付けで払い出した。」と回答していることから、A市において払い出された相手帳記号番号が取り消されていることについて、不自然であるとは言い難い。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によると、申立人は、申立期間及びその前後を通じて住所の異動が無いなど、申立期間当時、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から54年10月まで
申立期間は、会社を退職後すぐに国民年金の加入手続をA市役所の窓口で行い、保険料を納付していたはずである。納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年1月5日にB市で払い出され、任意加入手続をした54年11月26日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、退職後、何度かA市役所に出向いた記憶があると申し立てているものの、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に係る記憶が曖昧であり、当時の加入状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月から8年3月まで

私の国民年金の記録は、加入当初の15か月が未納とされているが、当時働いていたため収入があり、国民年金保険料を支払う意思は十分にあった。請求が来たら必ず保険料を納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の加入者の記録から、平成8年6月頃に払い出され、20歳の誕生日の前日である7年*月*日に遡って被保険者資格を取得したことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるどころ、A市の担当者は、「A市では、現年度の未納保険料について納付の勧奨は行っていたが、過年度の未納保険料については、そのような取扱いは無かった。」と回答しており、「田舎で何度も勧奨されて、長期間これを無視するはずはない。」とする申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付に係る記憶が曖昧である上、申立期間について、加入手続や保険料の納付を行ったとする申立人の母親からも、申立人の主張を裏付ける内容の証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から58年5月まで

夫が20歳に達した時に、その母親が国民年金の加入手続をし、地域の婦人会に保険料を納付していた。当時、夫は、両親、兄、叔母、従姉と同じ住所地であり、家族全員が保険料を納付しているのに、夫のみ未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人が当時居住していたA町(B県)において、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB県全域において氏名検索を行ったが、申立人の氏名は存在しなかった。さらに、同システムにより、B県全域において、払い出された期間を昭和46年8月1日から47年1月31日までとして国民年金手帳記号番号払出しの縦覧検索を行った結果、該当件数5,532件の該当者があったが、申立人の氏名は存在しなかった。これらのことから、申立期間当時において、当該期間は、国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金保険料を納付した日は、平成15年12月26日であり、時効期限内の過年度保険料の納付が可能な13年11月から15年10月までの期間24か月分の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の戸籍の附票によれば、昭和54年11月10日に本籍地のB

県からC県へ転居したことが確認できることから、申立期間のうち、同年12月から58年5月までの期間は、申立人の妻が主張しているA町では保険料を納付することができなかったと考えられる。

加えて、申立期間は、142か月と長期間である上、申立人は、申立期間に係る国民年金の保険料納付等に関与せず死亡しており、保険料を納付したとするその母親も既に死亡していることから、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 25 日から同年 6 月 15 日まで
② 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 33 年 6 月 2 日から 36 年 3 月 20 日まで

A社を退職する際に、脱退手当金受給に関して聞かれたが、出産後も働くつもりでいたので、脱退手当金をもらわなかった。私の年金記録は脱退手当金を受けたことになっており、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年8月30日に支給決定されており、厚生年金保険被保険者台帳には、「回答済 36. 6. 29」と、申立人の脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給記録についても不自然であったとは言えない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 981

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月 1 日から 62 年 10 月 1 日まで

オンライン記録の標準報酬月額とA厚生年金基金が作成した標準報酬月額とが、一部相違している。また、A厚生年金基金を合併したB厚生年金基金の代行返上時に、標準報酬月額が相違しているため、国から支給される年金額が年間 5,513 円少なくなるので、その部分は基金からの立替支給となっている。本来ならば、国から受け取るべきものであり、基金には、遺族年金制度も無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録では、標準報酬月額が 4 万 2,000 円と記録されているところ、申立人は、A厚生年金基金が平成 13 年 6 月 14 日に作成した「厚生年金保険年金額計算書」に記載されている当該期間の標準報酬月額が 4 万 8,000 円であるため、標準報酬月額の相違について申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①に係る事業所であるC社は、上記の厚生年金基金とは何ら関係せず、そもそも厚生年金基金には加入していない。

また、その事務を継承しているD社は、「C社は、平成 17 年 4 月 27 日に解散しており、書類等は無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、報酬月額、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録が訂正された痕跡は無く、同名簿に記載された標準報酬月額は、オンライン記録とも一致している。

申立期間②については、オンライン記録では、申立期間の前月の昭和 61 年 9 月に、当時の最高等級である 47 万円へ月額変更され、再度、同年 10 月に標準報酬月額 41 万円とする月額変更手続が行われていることが確認できるところ、申立人は、A 厚生年金基金が、平成 13 年 6 月 14 日に作成した「厚生年金保険年金額計算書」に記載されている当該期間の標準報酬月額は 47 万円であるため、標準報酬月額の相違について申立てを行っている。

しかしながら、申立期間②に係る事業所である E 社を合併した後の現存会社である F 社には、当時の賃金台帳等は残されておらず、報酬月額、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、E 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 240 人の標準報酬月額について調査したところ、昭和 61 年 9 月及び同年 10 月の 2 度にわたり月額変更がされた者は申立人を含め 9 人であり、そのうち同年 10 月の標準報酬月額が同年 9 月の標準報酬月額に比べて下がった者は申立人以外に 5 人確認でき、その 5 人についても、申立人同様にオンライン記録と厚生年金基金の記録が相違していることから、これらの者に照会を行ったところ、そのうち 4 人から回答があったものの、標準報酬月額の相違についての認識は無く、当時の給与明細書も無いことから、厚生年金基金の標準報酬月額に基づいた保険料控除が行われたことを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、E 社が、G 厚生年金基金を設立したのは、昭和 61 年 10 月 1 日であること、及び前述のことを踏まえると、同社が、社会保険事務所（当時）に対して、同年 9 月及び同年 10 月に 2 度の月額変更手続を行ったにもかかわらず、同厚生年金基金に対しては、同年 10 月の月額変更手続を行っていなかったことがうかがわれる。

加えて、厚生年金保険被保険者名簿の記録が訂正された痕跡は無く、同名簿に記載された標準報酬月額はオンライン記録とも一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月1日から34年12月1日まで
A社では、昭和34年11月末まで働いていたはずなのに申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社に昭和34年11月末まで引き続き勤務していた。退職の理由は、実家の父親の容体が悪化し帰省したためで、父親が35年*月*日に他界したので間違いない。」と主張している。

しかしながら、A社の元事業主及び元同僚共に、「申立人は、勤務していたことは確かであるが、いつまで在籍していたかは覚えていないし、退職の理由も知らなかった。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、退職日等についての具体的な証言を得ることはできなかった。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、資格喪失日は昭和32年12月1日と記載されており、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

一方、今回の申立てを受けて実施した口頭意見陳述において、申立人は、「昭和32年11月に当時の勤務地の近くで火事があり、初期消火に貢献したことから、消防署から感謝状をいただいている。また、実家に帰ってからは、倒れた父親の代わりに、父親が勤めていたB事業所に勤めたことから、当時の経営者の奥さんか御子息に確認いただければ、35年当時のことは証言していただける。」としている。

しかし、A社の元事業主及び複数の元同僚に、改めて火事に関する状況を確認したものの、当時、火事があったことを知っているものはおらず、また、B事業所の元経営者の関係者等に、当時の勤務状況について確認をしたが、申立

人が申立期間にA社に勤務をしていたとうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで
先に勤務していた兄たちの勧めで、A社に入社したのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に勤務していた申立人の兄及び同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたとするB県のCやDの営業所について、A社は、「当社が保管しているB県の営業所の記録は昭和47年12月以後の記録で、それ以前の記録は無く、申立期間の詳細は分からない。」と回答している。

また、A社に勤務していた申立人の3人の兄のうち、長兄と3番目の兄は、「弟がどういう条件で入社したか分からないが、自分たちはA社の厚生年金保険の記録があるのに、弟だけが記録が無いのはおかしい。」と供述するものの、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について、具体的な証言が無い上、申立人が記憶していた同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの標準報酬月額より1等級低くなっている。このことについて、B年金事務所に行って説明を求めたが、納得できる回答を受けられなかった。私は、申立期間当時、管理職であり、残業手当等が無いので支給額の変動は無いどころか、むしろ昇給しているはずである。調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた従業員11人（申立人を含む。）の標準報酬月額を見ると、標準報酬月額が前年より低くなっている者が申立人を含めて3人、前年と変わらない者が3人、前年より高くなっている者が5人となっており、他の従業員の標準報酬月額の変動と比較して、申立人の標準報酬月額が前年より低くなっていることが不自然とまでは言い難い。

また、申立人は、申立期間当時は管理職であり、残業手当等に変動が無いので標準報酬月額が低額になる理由が無いと主張しているが、A社の関係者から提供された役職者の変遷に係る資料には、申立人が申立期間より後に管理職に就いたことを示す記載があるなど申立人の主張と相違しており、申立人の管理職の就任時期について、申立人の主張を裏付ける資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書等の資料を所持していない上、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険料の控除について確認できる賃金台帳等の資料を保管しておらず、申

立人に係る申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 8 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで
② 平成 6 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間について、日本年金機構から送られてきた国の記録である標準報酬月額（月別状況表）は、私が所持している給与明細書を基に試算した標準報酬月額より 2 万円低い。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額を基に算定した標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は、全て一致しており、この給与明細書からは、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、給与明細書の内訳について、A社は、「給与明細書に記載されている『日割分』、『生保配当金』などは報酬月額に含まない。」と回答しており、それらを考慮して再計算すると、同明細書に記載された報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額ではなく、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等は、保存期間を経過しているため現存しない。」と回答しており、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える額を控除していたとする証言も得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。